

専門実践教育訓練明示書

講座の名称	精神保健福祉士養成学科(昼間)(実習免除あり)				
実施方法	① 通学 (昼間) ・ 夜間 ・ 土日) ② 通信スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	1310064	—	2510011	—	4
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間	過去一年の講座実績	入講者数(78 人)	修了者数 (70 人)	
	平成10年4月1日 令和10年3月31日まで				
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間	900 時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル	<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格 (精神保健福祉士)				
	<input type="checkbox"/> 職業実践専門課程 () <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム () <input type="checkbox"/> 専門職大学院 () <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム () <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格 () <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座 () <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ()				
教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等					
②①に係る資格・試験等の実施機関名称	厚生労働省				
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等	①保健福祉系大学で指定科目を履修し卒業、②保健福祉系3年制短期大学等で指定科目を履修し卒業後実務経験1年以上、③保健福祉系2年制短期大学等で指定科目を履修し卒業後実務経験2年以上、④精神保健福祉士一般養成施設等修了、⑤精神保健福祉士短期養成施設等修了。				
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されておいる業界と活用状況	医療機関や精神障害者を対象とした福祉施設におけるソーシャルワーカーや相談員、生活指導員。				

2. 教育訓練の内容

教科(カリキュラム)	時間	使用教材名
人体の構造と機能及び疾病	30	人体の構造と機能及び疾病 第3版
心理学理論と心理的支援	30	心理学と心理的支援 初版
社会理論と社会システム	30	社会理論と社会システム 第3版
現代社会と福祉	60	現代社会と福祉 第5版
地域福祉の理論と方法	60	地域福祉の理論と方法 第3版
福祉行政財政と福祉計画	30	社会福祉学習双書2020 社会福祉概論 II
社会保障	60	新・社会福祉士シリーズ12 社会保障 初版
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	貧困に対する支援 初版
保健医療サービス	30	保健医療サービス 第5版
権利擁護と成年後見制度	30	権利擁護と成年後見制度 第4版
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	障害者福祉 初版
精神疾患とその治療	60	精神診療プラチナマニュアル 第2版 Grande版
精神保健の課題と支援	60	精神保健の課題と支援 第2版
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	30	精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	30	精神保健福祉相談援助の基盤(専門) 第2版
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	精神保健福祉の理論と 相談援助の展開 I・II 第2版
精神保健福祉に関する制度とサービス	60	精神保健福祉に関する 制度とサービス 第6版
精神障害者の生活支援システム	30	精神障害者の生活支援システム 第3版
精神保健福祉援助演習(基礎)	30	精神保健福祉援助演習(基礎) 第2版
精神保健福祉援助演習(専門)	60	

3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)

①受講するに当たって必要な実務経験等	①4年制大学等を卒業または本校入学年度の3月に卒業見込み(専攻不問 ※海外の大学は除く)の者:指定施設で1年以上 ②3年制短期大学(夜間・通信課程除く)を卒業した者:指定施設で1年以上 ③2年制短期大学・専門学校を卒業した者:指定施設で2年以上 ④上記以外の者:指定施設で4年以上
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準	以下①～④のいずれかを満たすこと ①4年制大学等を卒業または本校入学年度の3月に卒業見込み(専攻不問 ※海外の大学は除く)で、指定施設で1年以上の相談援助業務に従事 ②3年制短期大学(夜間・通信課程除く)を卒業し、指定施設で1年以上の相談援助業務に従事 ③2年制短期大学・専門学校を卒業し、指定施設で2年以上の相談援助業務に従事 ④指定施設で4年以上の相談援助業務に従事
③その他	

[特記事項]

--